規　則

○公正取引委員会規則第十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項及び第七項、第十条第二項、同項ただし書、第三項、第六項、第七項及び第九項（第十五条第三項、第十五条の二第四項、第十五条の三第三項及び第十六条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一条第一項ただし書及び第二項、第十五条第二項、第十五条の二第二項及び第三項、第十五条の三第二項、第十六条第二項、第七十六条第一項並びに第八十八条の二の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ものは」の下に「、この規則に特段の定めがない限り」を加える。

第一条の二の見出しを「（総資産の額）」に改め、同条中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改める。

第一条の三に見出しとして「（会社及びその子会社の総資産の額を合計する方法）」を付し、同条第一項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、「子会社」の下に「（法第九条第五項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「法第二条第十項に規定する」を削る。

第一条の四に見出しとして「（会社及びその子会社の事業に関する報告）」を付し、同条第一項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改める。

第一条の五の見出しを「（新たに設立された持株会社等に関する届出）」に改め、同条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二条を次のように改める。

（国内売上高）

第二条　法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、会社等の最終事業年度における売上高（銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益とする。以下この条、第二条の三第一項及び第二条の五第一項において同じ。）のうち次に掲げる額の合計額（売上値引、戻り高並びに商品に直接課される租税の額に相当する額及び役務の供給を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を含まないものとする。）とする。

一　国内の消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合における当該取引に係る売上高

二　法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下この項において「法人等」という。）が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品又は役務が国内において供給されるときにおける当該取引に係る売上高（当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで外国を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の外国に所在する営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所等」という。）に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高を除く。）

三　法人等が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品が外国において供給され、かつ、当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで本邦を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の本邦に所在する営業所等に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高

2　会社等は、前項各号の規定による売上高を計算することができない場合においては、同項の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、同項の規定の趣旨及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に基づくものであつて、同項の規定とは異なる計算方法により国内売上高を計算することができる。

第二条の次に次の八条を加える。

（企業結合集団の国内売上高合計額）

第二条の二　法第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社の国内売上高と当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高を合計する方法は、当該会社の属する企業結合集団に属する会社等のそれぞれの国内売上高を合計する方法とする。

2　前項の規定により国内売上高合計額を計算する場合においては、当該企業結合集団に属する会社等相互間の取引に係る国内売上高について相殺消去をして合計することができる。

3　前項に規定する相殺消去をするにあたつては、事業年度の末日が会社の最終親会社（親会社（法第十条第七項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。）であつて他の会社の子会社（法第十条第六項に規定する子会社をいう。以下この項、次条第一項、第二条の四第一項及び第三項、第二条の五第一項、第二条の七第四号及び第五号並びに第二条の九第三項第一号において同じ。）でないものをいい、当該会社に親会社がない場合においては、当該会社をいう。以下この項、第二条の六第二項第四号、第五条第三項第五号、第五条の二第四項第五号、第五条の三第三項第五号及び第六条第二項第五号において同じ。）の事業年度の末日と異なる子会社が当該最終親会社の事業年度の末日において、その国内売上高の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該最終親会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

第二条の三　前条の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。）に相当するもの（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表」という。）を作成する会社（以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表提出会社」という。）がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高合計額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した国内売上高合計額と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）附則第三条第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同令第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する海外売上高をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）を控除した額をそれぞれ合計した額

ロ　当該企業結合集団に属する会社等であつて当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の連結会社（連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）のいずれでもないもの（連結財務諸表規則第五条第一項ただし書各号及び第二項に該当するものを除く。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）の国内売上高を合計した額